

改正

平成24年12月27日要綱第34号

平成28年3月31日要綱第11号

岡垣町成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡垣町に住所を有する在宅の者又は施設等に入所する前に有した居住地が町内である者のうち、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）の福祉を図るために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき町長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）及び成年後見制度の利用に要する費用の一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる対象者に対する助成に関し、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 岡垣町成年後見制度利用支援事業の実施主体は、岡垣町とする。

(審判請求の判断基準)

第3条 町長は、審判の請求を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案するものとし、特に必要があると認めるときは、審判請求を行うことができる。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の健康状態、生活の状況及び資産の状況
- (3) 対象者の配偶者及び二親等内の親族（三親等又は四親等の親族の存否が明らかな場合は、当該三親等又は四親等の親族を含む。以下「親族等」という。）の存否
- (4) 対象者又はその親族等が審判の請求を行う意志の有無
- (5) 行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びにこれらに付随する財産の管理など日常生活上の支援の必要性

(親族等への情報提供)

第4条 前条第4号において、町長が親族等に対して当該親族等による審判請求を行う意思の有無を確認する場合で、かつ、その目的が岡垣町個人情報保護条例（平成17年岡垣町条例第10号）第8条第1項各号のいずれかに該当する場合には、必要に応じて、対象者の状況等の情報を当該親

族等に提供することができる。

(審判請求の費用負担)

第5条 町長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条の規定により、第3条の規定に基づき町長が行った審判請求に要した費用（以下「審判請求費用」という。）を負担するものとする。

(審判請求の費用求償)

第6条 前条の規定にかかわらず、家事事件手続法第28条及び第29条の規定により、既に町長が負担した審判請求費用について、対象者が負担することとなった場合は、町長は、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」）を通じ、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）に対して当該費用を請求するものとする。

(費用の助成)

第7条 町長は、成年被後見人等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該成年被後見人等が負担すべき審判請求費用及び成年後見人等への報酬の一部を助成（以下「助成金」という。）することができる。ただし、成年被後見人等が知的障害者又は精神障害者であるときは、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる場合に限る。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 資産及び収入等の状況から、審判請求費用及び成年後見人等への報酬を負担することが困難であると町長が認める者

(助成金の額)

第8条 助成金の額は、家庭裁判所が定める金額の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 施設等に入所している者 月額18,000円
- (2) 前号に掲げる以外の者 月額28,000円

(助成金の支給申請)

第9条 助成金の支給を受けようとする成年被後見人等又は成年後見人等は、岡垣町成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 成年後見人等の報酬付与の審判の決定通知書の写し
- (2) 家庭裁判所に提出した成年被後見人等の財産目録等の写し、その他成年被後見人等の資産及び収入が分かる書類

(助成金の決定)

第10条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ、助成金の支給の可否を決定し、岡垣町成年後見制度利用支援事業助成金支給（却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(報告)

第11条 助成金の支給を受けている成年被後見人等又は成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに町長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月27日要綱第34号）

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第11号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

様式第2号（第10条関係）